

令和6年度物価高騰対応重点支援給付金 のご案内

DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中※1でも受給できる場合があります

- DV等で住所地※2以外に避難中の方も、物価高騰対応重点支援給付金をご自身が受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件（DV等避難中であることの証明、収入要件）を満たせば、DV避難中の市町村（現住所地※3）に申請することができます。
- 給付金を受給するためには、現住所地での**手続きが必要**です。

※1 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外の世帯にお住まいの場合をいいます。

※2 このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

※3 このリーフレットでは、「現住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、現在お住いの場所をいいます。

支給対象と支給額

以下に該当する世帯に対し、1世帯あたり**10**万円を支給します。

- 世帯全員が「令和6年度住民税均等割非課税」の世帯
 - 世帯全員が「令和6年度の住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯（「令和6年度住民税均等割のみ課税」されている世帯）
 - 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告であるものがない世帯
- ※「世帯全員が課税者から扶養されている世帯」は支給対象外
※受給の有無に関わらず、「令和5年度実施の物価高騰対応重点支援給付金(7万円及び10万円)の対象となった世帯」は支給対象外

上記に該当する世帯は、基準日（令和6年6月3日）時点で同一世帯の18歳以下（平成18年4月2日以降生まれ）の児童1人あたり**5**万円【こども加算】を併せて支給します。

※詳細は、「令和6年度物価高騰対応重点支援給付金・こども加算給付金のチラシ（裏面）」
をご確認ください

申請先

〒811-4190
宗像市東郷一丁目1番1号
宗像市物価高騰対応重点支援給付金
コールセンター

【申請書配布先】

- 宗像市役所（1階ロビー特設窓口）
- 宗像市ホームページ

申請期限

令和6年10月31日（木）
必着



支給手続きや必要書類の詳細は裏面をご確認ください。

以下のQ & Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きください。

ご不明な点は、宗像市物価高騰対応重点支援給付金コールセンターにご相談ください。

Q. 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。 私は現住所地で給付金を受給できますか？

A. 住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件（DV等避難中であることの証明、収入要件）を満たせば、現住所地（宗像市）から給付金を受給できます。

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例（児童手当準拠）

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

Q. 配偶者からDVを受け宗像市に避難しています。 配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？

A. 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者とみなし、ご自身の収入が住民税非課税世帯相当である場合には受給できます。

Q. 現住所地（宗像市）で受給するためには、 どのような手続きが必要ですか？

A. 宗像市にご連絡いただき、「配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している旨の申出書」と「物価高騰対応重点支援給付金申請書」をご提出ください。



物価高騰対応重点支援給付金をかたった

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに、都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください！

宗像市 物価高騰対応重点支援給付金コールセンター または
宗像市役所 1階ロビー特設窓口



0940-36-9366



受付時間 8:30～17:00（土日祝を除く）

宗像市ホームページ